解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月八日開催の臨時総会において解散の決議を行い、同年八月三十日付で主務官庁の許可を得、許可書到達日の同年九月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十日
静岡県焼津市小川三三九二番地の九
社団法人焼津水産会
代表清算人　中山　嘉昭

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年五月二日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十日
和歌山県有田郡有田川町大字下津野二〇一八番地四
有田川町土地開発公社
清算人　山﨑　博司

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年四月二十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十日
島根県松江市福富町八三番地
福富生産森林組合
代表清算人　野津　一美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年五月二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月十日
山口県山口市阿東地福上二七〇四番地二
阿東町内水面養殖漁業協同組合
代表清算人　中村　安登

公益信託近藤きよ子記念福祉基金第二十期決算公告

一、事業概要　軽費老人ホーム「ケアハウスプレーゴ緑地公園」他六件合計七件に八、二八〇、〇〇〇円の助成を行った。
二、財産目録（平成二十六年三月三十一日現在）
資産合計　八、二八〇、〇〇〇円
負債合計　八、二八〇、〇〇〇円
差引純資産　〇円

平成二十六年六月十日
大阪市中央区中寺一丁目一番五四号
受託者　社会福祉法人大阪府共同募金会
公益信託近藤きよ子記念福祉基金

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道網走市南一〇条東三丁目六番地、最後の住所北海道網走市つくし丘四丁目一番八号　被相続人　亡　寺嶋　慶子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
事務所北海道網走市南六条西二丁目四―一
フロムワンビル一階　弁護士法人オホーツク北斗
相続財産管理人　弁護士　川瀬　敏朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市石鳥谷町新堀第六四地割一〇八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　ユリ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
岩手県盛岡市中央通一―一一―一七　第二大通ビル五階セントラル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　遠藤　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市水沢区字東町三五番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小澤　正幸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一一番一二―六〇九号
相続財産管理人　弁護士　石田　憲司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区大森町一二六番地、最後の住所千葉県千葉市中央区仁戸名町三六八番地の一八　被相続人　亡　大塚　兼哉
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉九階　みどり総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横井　快太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県香取市府馬四八七〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　菅谷　勝夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号　中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤岡　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目四番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　直田　茂子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区桜丘町二九番、最後の住所東京都世田谷区代田一丁目一九番一八号　被相続人　亡　岩佐由紀子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十日
東京都港区北青山三丁目六番七号青山パラシオタワー六階佐藤総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　名古屋聡介

第30期決算公告

平成26年5月23日
神奈川県川崎市幸区小向東芝町1番地
東芝リサーチ・コンサルティング株式会社
代表取締役　岡島　正季

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,498
	固定資産	4,527
	合計	72,025
負債及び純資産の部	流動負債	48,348
	固定負債	9,443
	負債合計	14,233
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,233
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,733
	（うち当期純利益）	(533)
	純資産合計	72,025